

産業厚生常任委員会 資料

平成 29 年 8 月 7 日

上 下 水 道 部

目 次

- 1 兵庫教育大学訴訟の進捗について …………… P 1
- 2 永福台管理会社訴訟の進捗について…………… P 2

兵庫教育大学訴訟の進捗について

1 未収金の状況

9, 572, 174円

・平成26年度	2,839,033円
・平成27年度	3,080,192円
・平成28年度	2,888,976円
・平成29年度	763,973円（平成29年7月末現在）

2 平成29年3月3日の産業厚生常任委員会以降の審理等の状況

(1) 第14回弁論準備 平成29年4月13日（木） 11:00～

- ① 大学は、市給水条例に基づく加入分担金の存否に関し、大学職員宿舍の各戸と給水契約を締結することの事由を原因として発生する旨の市の主張に対し、市が加入分担金の根拠を変更したと主張し、平成29年3月31日付けで、加入分担金支払債務不存在の確認を求める訴えを提起した。
- ② 市は、給水契約及び給水条例に基づかない戸別の料金算定について、大学との合意の存在の有無について、覚書等双方の合意を明らかにする書面も存在しない旨の主張を書面で提出した。

(2) 第15回弁論準備 平成29年6月8日（木） 11:00～

- ① 市は、加入分担金の根拠を、従前から市給水条例の該当条文を挙げていたのであり、変更していない旨を主張した。
- ② 大学は、合意があったとする証拠書面として、自治会会議録を提出した。
- ③ 第9回弁論準備（平成28年7月20日）で裁判所が、争点整理（案）を作成するので、双方の意見を求める旨の指示以降、争点整理（案）を完成させるため、裁判所が争点整理（案）に前提事実（争いのない事実）を追加して、完成させる方針を示した。

(3) 第16回弁論準備 平成29年7月20日（木） 16:30～

- ① 市は、共同住宅の料金請求について、給水契約及び給水条例に基づき公設親メーターで一括請求しているケース及び戸別の公設メーターによる請求事実を書面で提出した。
大学は、これに対する反論はしないとの発言あり。
- ② 争点整理案に前提事実（争いのない事実）を次回の弁論準備までに双方に提示する。

(4) 第17回弁論準備 平成29年9月22日（金） 13:30～（予定）

永福台管理会社訴訟の進捗について

1. 未収金の状況

7, 863, 287円

(平成26年5月請求分～平成27年3月請求分)

2. 平成28年9月5日の産業厚生常任委員会以降の審理の状況

(1) 第6回弁論準備（電話会議） 平成28年9月13日（火） 10:15～

裁判所から、管理会社に対し、永福台住民からの水道料金が、管理会社名義の口座へ入金となったと主張する日以前の水道料金の支払者及び入金、支払状況を明らかにする書面の提出を指示。

(2) 第7回弁論準備（電話会議） 平成28年10月24日（月） 11:00～

裁判所から、9月5日第6回弁論準備で、管理会社への書面提出指示に対して、証拠として提出された通帳について名義が不明であるため、これを明らかにし、また、入金の内容も明らかにする書面の提出を指示。

※ 管理会社は、平成28年12月7日付けで、代理人の辞任及び後任代理人の届けを裁判所に提出。

(3) 第8回弁論準備 平成29年1月31日（火） 11:00～

- ① 後任代理人が出廷したが、経緯が十分整理できていないなどの理由により、裁判所指示の準備書面を次回までに提出すると発言。（進展なし）
- ② 市は、管理会社が、水道料金支払義務が平成26年1月30日から発生していることを、改めて主張した。

(4) 第9回弁論準備（電話会議） 平成29年3月23日（木） 10:30～

- ① 管理会社代理人から、裁判所に準備不足のため急遽電話会議を申し出た。
- ② 管理会社が提出した平成29年3月17日付け準備書面は、その大部分が調査中との理由で明らかにされておらず、書面提出まで更に1か月程度を有すると裁判所に申し出た。（進展なし）

(5) 第10回弁論準備 平成29年5月9日（火） 11:00～

- ① 裁判所から、管理会社に対して、これまで裁判所が指示した事項が明らかにされておらず、再度書面提出を求める旨を指示。
- ② 裁判所から、市の反論書面は、管理会社の主張が尽くされた後とする旨が示された。（進展なし）

(6) 第11回弁論準備（電話会議） 平成29年7月18日（火） 14:00～

- ① 管理会社から、平成 29 年 7 月 12 日付けで、前管理会社との関係、管理を開始した前後の入金状況などを記す準備書面の提出があったが、事実関係は調査中である旨を裁判所に申し出た。
- ② 市から、管理会社の代理人変更後、調査中などとの理由で、書面提出に相当の日数を要しているため、これまで提出された書面を踏まえ、次回弁論期日までに反論書面を提出する旨を裁判所に申し出た。
- ③ 裁判所から、市の反論書面の提出及び管理会社に対する調査の続行を指示。

(7) 第 12 回弁論準備 平成 29 年 8 月 30 日 (水) 16:30～ (予定)